

これだけわかれば大丈夫!

相続税の 基礎講座

今年1月1日に改正相続税法が施行されました。基礎控除額の縮小により課税対象者が広がり、納める税金も増えることになりました。

変更点の理解を深め、詳細な対応を顧問税理士等に相談するために、講演会を企画しました。基本的な相続税の仕組みとその対策について、さらにマイナンバー制度等についても触れていただく予定です。

会員の皆様、ご家族の皆様のご参加をお待ちしています。

2015年

とき 11月8日[日] 午前 9:30~11:30

ところ 近江町交流プラザ 4階 集会室

(金沢市青草町88 近江町いちば館内)

講師 盛永 有登 氏 (盛永有登税理士事務所)

対象 会員とその家族 (定員80人)

主催 石川県保険医協会

金沢市尾張町2-8-23 太陽生命金沢ビル8階
TEL 076-222-5373
FAX 076-231-5156
Email ishikawa-hok@doc-net.or.jp

無料

※申込みが必要
です(裏面参照)

これだけわかれば大丈夫！ 相続税の基礎講座

とき 11月8日[日] 午前 9:30~11:30

ところ 近江町交流プラザ 4階 集会室

■抄録

(1) はじめに(相続税改正)

平成27年1月1日以後に発生する相続から相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられ、相続人が配偶者と子供2人の合計3名のケースでは、遺産額が4,800万円を超えると相続税の納税義務が発生することになります。

(2) 基本的な相続税の仕組みと対策

相続制度の仕組み、なぜ遺産に相続税が課税されるのかといった基本的なお話から、故人の遺産を確定させる作業に始まり相続税の具体的な計算方法まで。また、①相続税がかかる場合の節税対策や②相続税納付のための納税資金対策。③相続人の間で争いが起こらないようにする工夫を、最近依頼を受けた実例の紹介とともに、初めての方にもわかりやすく説明いたします。

(3) その他(マイナンバー制度など)

当日は、利用者が増加傾向にある成年後見制度や、いま何かと話題のマイナンバー制度についてもご紹介いたします。

講師 盛永 有登

■講師プロフィール

昭和62年金沢商業高等学校卒業。

平成14年税理士登録、開業。

平成18年行政書士登録。

上記の他、

石川県税理士協同組合総務委員長。金沢家庭裁判所参与員。金沢商工会議所エキスパートバンク相談員。一般社団法人石川県マンション管理士会顧問に就任。

顧問先企業の税務、財務に関する傍ら、県内金融機関、商工会議所等で『決算書の見方』、『創業塾』、『税制改正研修会』、『会計普及セミナー』、『事業承継セミナー』等のほか、昨年開催された東海北陸地方国保連合会総務管理事務研究協議会においてセミナー講師を務める。



参加 申込書

FAX

076-231-5156

○ FAXでの申込みの場合

⇒切り取らずこのままFAXを送信してください。

○ 電話またはメールでの申込みの場合 ⇒以下の項目を保険医協会までお知らせください。

医療機関名		
電話番号	—	—
参加者名	①	
	②	
	③	

<申込期限 11月4日(水)>

■石川県保険医協会

金沢市尾張町2-8-23 太陽生命金沢ビル8階

TEL 076-222-5373

Email ishikawa-hok@doc-net.or.jp